飼養衛生管理マニュアル　　　　　　（作成：令和　年　月）

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　病原体持込防止のため、鶏舎以外の鶏等（鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面

鳥）に接触しない。鶏舎専用の衣服を使用すること。

２　高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザの発生地域には渡航しない。

渡航した場合は、1週間は飼養鶏類と接しない

３　海外からの卵および肉製品の持込みはしない（郵送を含む）。

４　他鶏舎で使用された物品や衣類の持込みをしない。

５　工具類は鶏舎専用とし、自宅外から持ち込まない。

６　鶏舎から物品を持ち出す場合や新たに持込む場合は消毒を行う。

７　犬や猫を衛生管理区域内に入れないように、えさ場や寝床は衛生管理区域外に設置

する。

８　野生動物の侵入を防ぐために、鶏舎内を整理整頓する。また鶏舎の柵や網などに破損

個所がないか定期的に確認し、破損があれば修繕を行う。

定期的に鶏舎まわりの草刈りを行い、消石灰などの消毒剤を散布する。

（屋内飼育の場合は除く）

９　鶏舎専用の衣類や長靴を使用し、来場者には来客者用を使用する。

10　消毒について

　　①手指：消毒用アルコールスプレーや専用の手袋を使用する

　　②衣服：500倍のパコマに浸漬後（30分）洗濯する

　　③靴　：靴底の洗浄を行った後、500パコマに浸漬（30分）

　　④物品：消毒用アルコールスプレーまたは500倍パコマで噴霧

　　⑤車両：消石灰帯の通行とタイヤ回りの500倍パコマの噴霧

　　⑥施設：水洗後、消石灰の散布または500倍パコマの噴霧

<鶏舎レイアウト図>